

令和3年9月6日

保護者の皆様へ

柏原市教育委員会

市立幼稚園、小中学校において新型コロナウイルス感染症が
発生した場合の対応について（お知らせ）

残暑の候、平素より本市の教育に多大なるご理解ご協力賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強い変異株（デルタ株）への置き換わりが進む中、全国的に幼児、児童、生徒の感染につきましても拡大傾向にあります。この状況を鑑みますと、本市幼稚園、小中学校においても同様の事象が生起する可能性は大いにあると言えます。

今後、市立幼稚園の幼児、小中学校の児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、保健所の調査において「濃厚接触者がいない（学校園施設の消毒はない）」と判断され、安全が確認された場合には、これまでどおり教育活動を継続いたしますが、調査の結果が出る前に少しでも感染拡大の可能性がある場合には、下記により臨時休業を行うことがあります。臨時休業を行う規模や休業期間等は感染状況により異なりますので、詳細についてはホームページ等でお知らせいたします。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 臨時休業の判断について

学校園で家庭内感染ではない感染者が発生した時など、学校園内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校園及び学校園医等が連携して検討し、臨時休業の必要性について市教育委員会が判断する。

○ 臨時休業の範囲や条件の例

【学級閉鎖】

- ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ・1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者の存在が予測される場合

【学年閉鎖】

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の休業】

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合